

鹿 児 島 県 公 報

平成25年6月25日（火）第2917号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 歳入の収納事務の委託 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく指定協会の指定の解除 (畜産課取扱い) 1
- 肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく指定協会の指定 (畜産課取扱い) 2
- 土地改良区の役員の退任の届出 (農地整備課取扱い) 2
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農地整備課取扱い) 2
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (鹿児島地域振興局取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大島支庁取扱い) 4

公 告

- 平成25年度職業訓練指導員試験公告 (雇用労政課取扱い) 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 6

正 誤

- 鹿児島県公報第2910号の4（平成25年5月31日付け）の一部訂正 (水産振興課取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第720号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成25年6月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 歳入の種類

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）別表第1総務部の表1の項に定める保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料

2 委託の相手方

東京都渋谷区神宮前五丁目53番1号

社会福祉法人日本保育協会

3 委託期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

鹿児島県告示第721号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第9条第1項第5号の規定により、

次のとおり同法第6条第1項の指定を解除した。

平成25年6月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定を解除した協会の名称
社団法人鹿児島県畜産協会
- 2 指定を解除した日
平成25年3月31日

鹿児島県告示第722号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第6条第1項の規定により、次のとおり肉用子牛についての生産者補給金の交付の業務を行う協会を指定した。

平成25年6月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定した協会の名称
公益社団法人鹿児島県畜産協会
- 2 指定した日
平成25年4月1日

鹿児島県告示第723号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、肝属南部土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成25年6月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

退任した役員の氏名及び住所
監事 白井 太郎 肝属郡錦江町馬場5873番地

鹿児島県告示第724号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成25年6月11日付けで有明町上水流土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年6月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第725号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島県道路公社理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年6月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 平成25年6月7日から同年11月22日まで
- 3 作業の地域 作業の地域 鹿児島市平川町及び下福元町の各地内

鹿児島県告示第726号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年6月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年6月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡宇検村大字田検字白浜1319番3地先から1320番1地先まで	前	18.0～21.4	22.2
		大島郡宇検村大字田検字白浜1319番3地先から1321番1地先まで	後	18.0～37.0	22.2

鹿児島地域振興局告示第18号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年6月25日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービス事業所わくわくコスモス	鹿児島市石谷町1247番1	社会福祉法人鹿児島市手をつなぐ育成会	鹿児島市清和一丁目2番2号	宮ヶ原幸男	平成25年6月1日	放課後等デイサービス
ガーデンキッズセルク	鹿児島市呉服町6番5号マルヤガーデンズ内3F	社会福祉法人落穂会	鹿児島市皆与志町2503番地	水流 國大	平成25年6月1日	保育所等訪問支援

鹿児島地域振興局告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成25年6月25日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーション日吉いこの会	日置市吹上町永吉3813番地	株式会社日吉いこの会訪問介護事業所	日置市吹上町永吉3813番地	南 清春	平成25年4月19日	居宅介護・重度訪問介護

大隅地域振興局告示第17号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成25年6月25日

大隅地域振興局長 三角浩一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はなのこ園	肝属郡肝付町富山1678番地5	社会福祉法人天上会	肝属郡肝付町後田5501番地	野村 碩夫	平成25年6月1日	児童発達支援・放

						課後等 サービス
--	--	--	--	--	--	-------------

大島支庁告示第 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成25年 6 月 25 日

大島支庁長 伊喜功

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人伊仙町社会福祉協議会障害者居宅介護事業所	大島郡伊仙町伊仙2293番地1	社会福祉法人伊仙町社会福祉協議会	大島郡伊仙町伊仙2293番地1	琉理人	平成25年4月30日	重度訪問介護

公 告

平成25年度職業訓練指導員試験公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、平成25年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成25年 6 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 試験の実施期日
 - (1) 学科試験

平成25年 9 月 8 日（日）

ア 指導方法 午前10時から午前11時まで

イ 関連学科 実施しない。
 - (2) 実技試験

実施しない。
- 2 試験の実施場所

かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）
- 3 試験を実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げる免許職種
- 4 学科試験の科目

指導方法（職業訓練原理，教科指導法，訓練生の心理，生活指導及び職業訓練関係法規）
- 5 受験資格

試験を受けることができる者は、職業能力開発促進法第30条第3項各号に掲げる者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

 - (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 6 試験の免除

実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりとする。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学

等級の技能検定に合格した者	科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科，建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては，学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科，建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては，学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

7 試験手数料

学科試験 3,100円

8 受験手続

(1) 提出書類等

ア 職業訓練指導員試験受験申請書

イ 写真（申請前6月以内に撮影した縦4センチメートル，横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもので，裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

ウ 受験資格を証明する書面

エ 試験の免除を受けようとする者は，試験の免除を受けることができる者であることを証明する書面

オ 試験手数料（鹿児島県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納入すること。なお，受験申請書等を受理した後は，試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

9 提出書類等の受付期間

平成25年7月19日（金）から同年8月9日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお，送付の方法により提出する場合は，平成25年8月9日の消印のあるものまで受け付

ける。

10 職業訓練指導員試験受験申請書の用紙の交付

職業訓練指導員試験受験申請書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の切手を貼った返信用封筒（縦33センチメートル、横24センチメートルの角形2号）を同封すること。

11 受験票の交付

職業訓練指導員試験受験申請書を受理し、受験資格があると認めた者に対しては、受験票を交付する。

12 合否判定の基準

学科試験の指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、指導方法に限り合格とする。

13 合格者の発表

合格者の受験番号を平成25年9月26日（木）に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者に対し、郵便により通知して行う。

14 その他

(1) 試験についての照会（試験の合否に係るものを除く。）は、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（電話099-286-3019）に対して行うこと。

(2) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書すること。

(3) 試験に関して、不正行為を発見したときは、その者について試験を停止させ、又はその者の試験を無効とする。

なお、不正の手段によって試験を受け、合格した者に対しては、合格を取り消し、合格通知書を返還させる。

(4) 受験者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（科目の得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示を行う場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第65号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年6月25日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRAビッグシューターXDS	株式会社アムテックス	3P0349
ぱちんこ遊技機	CR呪怨FPL	株式会社藤商事	3P0369
ぱちんこ遊技機	CR新アレジンFPE	株式会社藤商事	3P0398
ぱちんこ遊技機	CR烈火の炎H9AZ1	株式会社平和	3P0397
ぱちんこ遊技機	CRひぐらしのなく頃に～頂～BT-T	株式会社大一商会	3P0437
回胴式遊技機	エイリヤンゴールドZR	サミー株式会社	3S0345
回胴式遊技機	パチスロ笑ウせえるすまん2KF	株式会社三洋物産	3S0356
回胴式遊技機	ヘルシングKH	株式会社北電子	3S0360

正	誤
---	---

平成25年5月31日付け鹿児島県公報第2910号の4中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
上記別冊中12ページ	上から23行目	E 1130° 11' 26"	E 130° 11' 26"
上記別冊中85ページ	上から20行目	N 130° 47' 24"	N 31° 42' 07"
上記別冊中95ページ	下から23行目	N 31° 18' 37"	N 31° 18' 41"
		E 130° 34' 29"	E 130° 34' 34"
	下から20行目	N 31° 18' 40"	N 31° 18' 45"
		E 130° 34' 25"	E 130° 34' 30"
上記別冊中112ページ	上から18行目及び30行目	7月15日	7月31日